

隣保館と地域まちづくりセンターの違いについて

	隣保館	地域まちづくりセンター（旧公民館）	主な違い
法令	草津市立隣保館条例 草津市立隣保館条例施行規則	草津市立地域まちづくりセンター条例 草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則	
目的	同和問題をはじめあらゆる人権問題の速やかな解決を図るため、地域社会の全体の中で、福祉の向上、人権啓発および住民の交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、各種の事業を総合的に行うため	まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進し、地域の活性化に寄与するため	隣保館等は、 人権のまちづくり が目的であり、地域まちづくりセンターは、 協働のまちづくり が目的である。 地域活性化を目的 とする点では 共通 している。
位置	市内 4 か所（草津、山田、老上、常盤の各小学校区）	市内 1 4 か所（全 1 4 小学校区）	
事業	(1) 同和問題をはじめあらゆる人権問題に係る啓発および広報活動に関する事。 (2) 自主的活動の育成に関する事。 (3) 教育、文化の向上および地域交流に関する事。 (4) 社会同和教育の推進に関する事。 (5) 社会福祉の増進および保健水準の向上に関する事。 (6) 就労の安定に関する事。 (7) 生活上の各種相談事業に関する事。 (8) 生活実態等の調査および必要な事業の研究に関する事。 (9) 関係機関および関係団体等の連絡調整に関する事。	(1) 地域のまちづくりに関すること。 (2) 地域が豊かになる学びに関する事。 (3) 住民の意見の収集および市政情報の発信に関する事。	設置条例の目的の違いにより、行われる事業が異なる。（隣保館の方が多岐にわたる）
休館日	(1) 日曜日および土曜日 (2) 祝日 (3) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで	(1) 日曜日 (2) 祝日 (3) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで	令和 4 年度以降、隣保館は土曜日閉館となるが、地域ニーズに応じ開館となる。
貸館施設	会議室、調理室、ステージ、軽運動室	大会議室、その他の部屋（調理室、和室）	隣保館には 大きめの調理室 や ステージ付きの会議室 （西一・橋岡・新田）、 軽運動室 （常盤東）がある
減免対象	(1)市または市の執行機関が主催または共催する事業 全額 (2)市または市の執行機関が後援する事業 3 割相当額 (3)社会福祉事業または公益を目的とする団体が主催する事業 全額 (4)過半数が市内在住かつ 6 5 歳以上の者で構成する団体が健康増進を目的に軽運動室を使用する場合 5 割相当額	(1)市または市の執行機関が主催または共催する事業 全額 (2)市または市の執行機関が後援する事業 3 割相当額 (3)まちづくり協議会が主催する事業 全額 (4)市内の社会教育関係団体および社会福祉団体等の主催する事業 全額 (5)市内の自主教室（サークル）が 1 月 4 回の範囲において使用するとき 全額	自主教室（サークル）への減免があるため、 貸館利用率は地域まちづくりセンターの方が高い

